

「おしえて おさむね君!」 <国民健康保険税Q & A>



我が家は、世帯主がオレで、妻と息子夫婦と孫2人の6人世帯なんだけど…オレは年金とアワビの開口での収入だけだし、妻も年金の収入だけだから、息子の社会保険の扶養に入ったほうがいいのか？

～実際に比べてみましょう! A作さん世帯の場合～

国民健康保険



世帯主A作 (64歳)

年金収入:145万円
漁業収入:18万円



妻B子 (62歳)

年金収入:80万円

社会保険

C男さんの妻はパート収入50万で、小学生の子どもが2人



子C男 (42歳)

給与収入:360万円



[世帯での保険料額]

	A作さんとB子さんが 国保に加入している場合	A作さんとB子さんが 社会保険の扶養になった場合	節約効果
A 作 (世帯主)	114,600円	0円	114,600円
B 子	47,200円	0円	47,200円
C 男	207,720円	207,720円	—
計	369,520円	207,720円	161,800円

★社会保険加入者の扶養となれる主な条件

- ・同居している場合は、社会保険加入者の三親等以内の親族
 - ・同居していない場合は、父母、祖父母、配偶者、子、孫、弟妹
 - ・収入が社会保険加入者の年間収入の2分の1未満の方
 - ・収入が年間130万円未満（59歳以下）または、年間180万円未満（60歳以上）の方
- ※同居していない方や事業所得のある方の扶養の条件については、判断が複雑なため、お勤めの事業所や年金事務所等に問い合わせください。

<おさむね君のワンポイントアドバイス>

「社会保険加入者の扶養になることで保険料を節約できる!」

社会保険の場合は、保険料を支払うのは加入者のC男さんだけになり、社会保険の扶養になるご家族が何人に増えても、加入者の給与をもとに保険料が算出されるため、扶養されているご家族分の保険料はかかりません。

国民健康保険の場合は、加入されるご家族一人ひとりの所得や資産をもとに保険料を算出するため、加入者が多いとその分の保険料が高くなります。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

シリーズ おらほの 納税教室 ⑪

今回は、国民健康保険税についてのお役立ち情報などを紹介していきます。国民健康保険税の計算方法を勉強し、保険料の節約方法をご家族で検討してみてもいかがでしょうか。



7月中旬に国民健康保険税納税通知書を送ります。

納付書で納める方には、納税通知書と合わせて、1年分（2期～9期）の納付書が送付されます。大切に保管し、納期限内に忘れずに納めましょう!

国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険など他の医療保険に加入している場合でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者になります。

～国保税の計算方法～

種 別	計 算 の 基 礎	税 率		
		0～39歳	40～64歳	65～74歳
所 得 割	(今年度の総所得金額-33万円)×税率	9.8%	12.0%	9.8%
均 等 割	加入者1人につき	28,000円	41,000円	28,000円
資 産 割	今年度の固定資産税額(土地・家屋)×税率	41.0%		
平 等 割	1世帯につき	36,000円		

※年齢によって税率が異なるのは介護分が加算されるためです。

【所得に応じた軽減】

所得の低い世帯に負担を少なくするために、世帯の前年中の所得金額が以下の基準に該当する場合、国保税の均等割と平等割について軽減割合に応じ減額し、計算します。

軽減割合	軽 減 判 定 基 準
7 割	前年中の総所得金額等が33万円以下の場合
5 割	前年中の総所得金額等が33万円+ (26万×国保加入者の人数) 以下の場合
2 割	前年中の総所得金額等が33万円+ (47万円×国保加入者の人数) 以下の場合

※前年中の総所得金額等は、世帯主と国保加入者の合計額です。